



総合評価方式活用ガイドライン の改定について



埼玉県 県土整備部 建設管理課

令和3年5月



総合評価方式のタイプ ~ 2形式4タイプ ~

簡易型（課題等を設定せずに主に実績を評価するタイプ）

パッケージ型

=

工事の性格や目的に応じて
パッケージ化した評価項目

標準パッケージ、特定課題パッケージ（試行中）

評価項目選択型

=

必須評価項目

+

選択評価項目

技術提案型（課題等を設定し評価するタイプ）

技術提案型 A

=

必須評価項目

+

・施工管理の適切性
・発注者が指定する課題

+

選択評価項目

技術提案型 B

=

必須評価項目

+

・技術提案（数値提案）
・実現するための方法

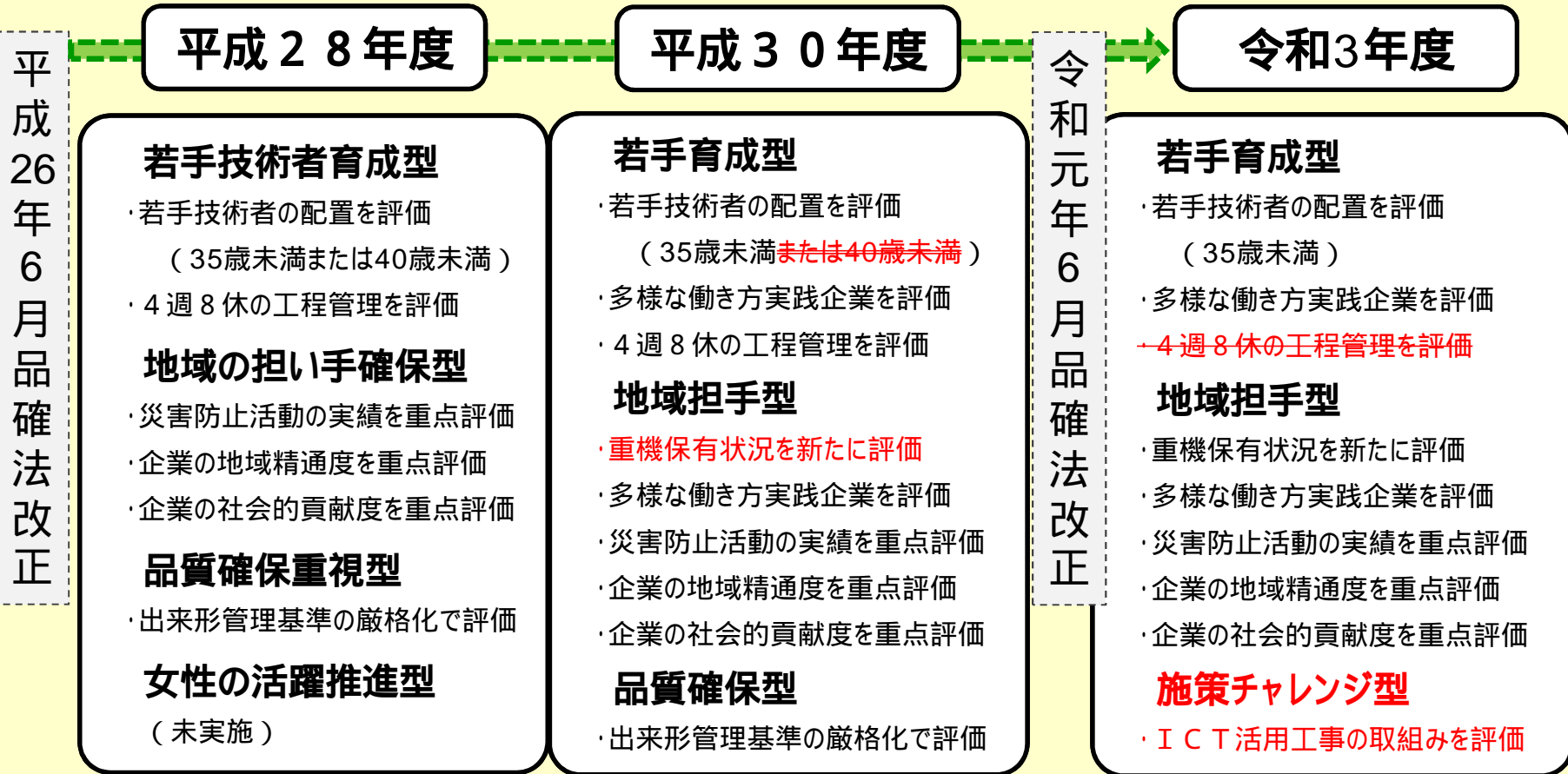
+

選択評価項目



特定課題対策パッケージの種類と変遷

建設業界が抱える特定の課題に対応する評価項目をパッケージ化



4週8休は、特定課題パッケージから、技術提案型及び簡易型の評価項目選択型にて取り組んだ実績を評価



令和3年度の改定内容

1 働き方改革の推進を加速させる改定

ICT活用工事の評価項目の新設
4週8休の実績を評価

2 運用実績における課題等を踏まえた評価項目等の見直しによる改定

JV構成員の技術者表彰実績の評価
新型コロナウイルス感染拡大に伴う継続教育（CPD）の期間延長
東日本台風に対応した期間限定の運用拡大の廃止
落札候補者の決定における評価値の最高点が2者以上の取扱い
活用事例の少ない評価項目の廃止
新製品・新技術の活用の評価対象期間



ICT活用工事の評価項目の新設

シ 生産性の向上 シ(ア) ICT活用工事の実施

評価項目	評価基準	配点
(ア) ICT活用工事の実施 ²	ICT施工・3次元化等を全面的に活用する(施工プロセス ¹ で～の全て活用する場合)	2.0 [3.0]
	ICT施工・3次元化等を一部活用する(施工プロセス ¹ で～のうち4つ活用する場合)	1.0 [2.0]
	ICT施工・3次元化等を一部活用する(施工プロセス ¹ で～のうち3つ活用する場合)	0.5 [1.0]
	上記に該当しない。	0 [0]

1 当該工事において、ICT施工技術を活用する場合に評価する。評価の対象は、埼玉県県土整備部が定めるICT活用工事の試行要領に基づき、以下の施工プロセスでICT施工技術を活用する工事とする。

【施工プロセス】

3次元起工測量 3次元設計データ作成 ICT建機機械による施工

3次元出来高管理等の施工管理 3次元データの納品

2 埼玉県県土整備部が定めるICT活用工事の試行要領における「受注者希望型」に適用する。

3 []内の点数は、施策チャレンジ型に適用する。

【令和3年度の改訂】

ICT活用工事に取り組むことを評価する

赤字部分を改定(Ver.16)



4 週 8 休の実績を評価

サ (工) 4 週 8 休を確保する工程管理した工事実績

評価項目	評価基準	配点
工) 4週8休 を確保する工 程管理した工 事実績 1 2	過去3年度間に県発注工事において全工期にわたって、4週8休以上を確保する工程管理を行うって完成させた。 (発注者が指示又は承諾した場合を除く。)	0.5 1.0 [2.0]
	上記に該当しない。	0 [0]

1 「4週8休」とは、契約工期の間、4週間ごとに8日以上 of 休工日（現場において従事する者がいない日）を設けることとする。

「4週8休以上」とする施工計画に基づき現場管理を行うこととした工事を評価する。

(週間工程表等の提出が必要となる)

~~2 []内の点数は、若手育成型に適用する。~~

2 対象工事はホームページ

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/sougouhyouka-gaidorain.html>) 参照

【令和3年度の改訂】

4週8休を確保する取り組みの評価から、過去に4週8休を確保した実績の評価に改変する



J V 構成員の技術者表彰実績の評価

評価対象者の過年度実績のうち、J V（経常・特定）の構成員として施工した工事における実績の評価対象は、下表のとおりとする。

評価項目		過去に J V で施工した工事における評価対象
大項目	小項目	
ク 配置予定技術者の技術能力	(ア) 技術者の専門技術力 (ヒアリング)	-
	(イ) 当該工事の理解度・取組姿勢 (ヒアリング)	-
	(ウ) 技術者の対応能力 (ヒアリング)	-
	(エ) 保有する資格	-
	(オ) 優秀技術者表彰	代表いずれかの構成員の技術者としての実績
	(カ) 継続教育 (CPD) への取組	-

【令和3年度の改訂】

評価対象者の過年度実績のうち、優秀技術者表彰で J V 構成員の表彰実績を評価対象に加える



新型コロナウイルス感染拡大に伴う継続教育（CPD）の期間延長

カ) 継続教育（CPD）への取組

評価項目	評価基準	配点
カ) 継続教育（CPD）への取組 ^{1、2}	過去24年度間 ³ のいずれかの年度に、各団体等が推奨する単位以上を取得している。	1.0
	過去24年度間 ³ のいずれかの年度に、各団体等が推奨する単位の1/2以上（かつ推奨単位未満）を取得している。	0.5
	上記に該当しない。	0

- 1 過去に在籍していた会社での継続教育も評価対象とする。
- 2 推奨単位を定めている団体等の継続教育（CPD）を評価対象とする。
- 3 ガイドラインVer.16に限り特例として過去2年度間のうち、いずれかの年度に取得した単位の評価とする。

【令和3年度の改訂】

新型コロナウイルス感染拡大に伴い、講習会等の開催が減少したことから、評価期間をガイドラインVer.16に限り特例として過去2年度間のうち、いずれかの年度に取得した単位の評価とする。



東日本台風に対応した期間限定の運用拡大の廃止

キ（ア）難工事完了実績

評価項目	評価基準	配点
(ア) 難工事 完了実績 1、 2、 3、 4	過去1年度間 4 に当該発注課所 ⁵ が指定した、難工事の完了実績が3件以上ある。	3.0
	過去1年度間 4 に当該発注課所 ⁵ が指定した、難工事の完了実績が2件ある。	2.0
	過去1年度間 4 に当該発注課所 ⁵ が指定した、難工事の完了実績が1件ある。	1.0
	上記に該当しない。	0

- 1 標準パッケージの土木 型・土木 型・土木 型、~~特定課題パッケージの若手育成型・地域担手型・品質確保型~~においては、特例として選択評価項目とする。
- 2 ~~知事又は管理者が入札公告した難工事のうち、その難工事を発注した課所の工事は、指定したものとみなす。なお、難工事に指定した除雪の単価契約については、元請負人のみ評価対象とする。~~
- 3 ~~難工事に指定した単価契約については、発注者の指示により出勤した場合には、支払いの有無にかかわらず完了実績があったものとみなす。~~
- ~~4 発注者は、必要な期間を任意設定することができる。~~
- 4 知事名又は管理者名（埼玉県下水道事業管理者等）で入札公告した難工事は、契約手続きを行った発注課所が指定した難工事とする。
- 5 「当該発注課所」の記述は、発注者が必要に応じ設定できるものとする。

【令和3年度の改訂】

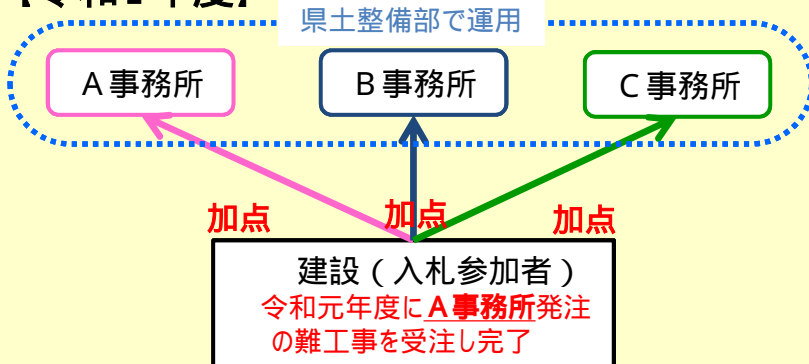
令和2年度のガイドライン（Ver.15）に限り、難工事完了実績を当該発注課所のみならず「県土整備部の発注課所」とするなどの運用拡大を廃止する。



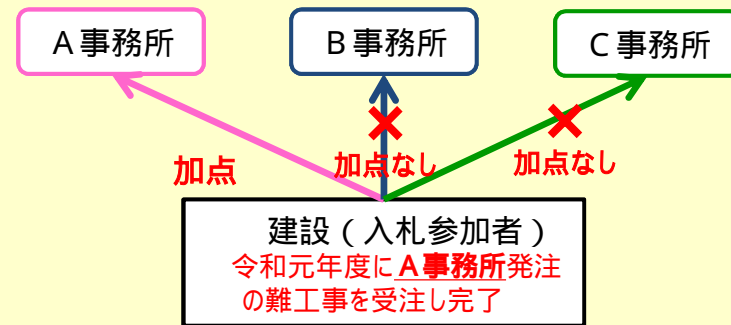
東日本台風に対応した期間限定の運用拡大の廃止

評価対象となる発注課所を縮小

【令和2年度】



【従来どおり】



評価対象となる工事を縮小

【令和2年度】

建築型、設備型を除く全ての工事で
難工事完了実績を評価

【従来どおり】

技術提案型、評価項目選択型、土木型、
土木型、土木型で選択

評価対象となる期間を縮小

【令和2年度】

令和元年度	令和2年度	
契約 ← 完了	公告	加点
← 契約	完了 公告	加点

【従来どおり】

令和2年度	令和3年度	
契約 ← 完了	公告	加点
← 契約	完了 公告	× 加点しない

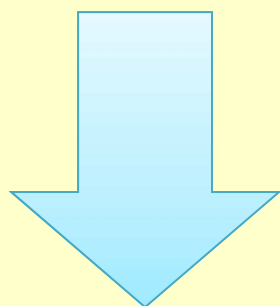


落札候補者の決定における評価値の最高点が2者以上の取扱い

【課題】

近年、評価値の最高点が2者以上で同点となり、くじ引きによる落札候補者の決定が増えた

評価値の算出は、小数点以下第4位を四捨五入し、第3位止めとしている。



技術力と価格を適正に評価

【改善策】

評価値を小数点第3位止めの値で差がつかない場合の評価値は、小数点第4位以下の差が付いた値とする。

- 令和3年度以降（Ver.16）から、評価値の最も高い者が2者以上ある場合は、評価値の小数点第4位以下の確認を行う。



落札候補者の決定における評価値の最高点が2者以上の取扱い

例) 除算方式

A者 加算点 15.5点 入札価格 353,110,000円

B者 加算点 16.0点 入札価格 354,640,000円

評価値 = 技術評価点 / 入札価格

= (100 + 加算点) / 入札価格 (億円)

A者 (100 + 15.5) / 3.5311 = 32.70935

B者 (100 + 16.0) / 3.5464 = 32.70923

【現方式】

評価値は小数点以下第四位を四捨五入して、両者32.709として、くじで落札候補者を決定

【改定後】

A者とB者の評価値小数点第四位で差が生じるため、A者が落札候補者



活用事例の少ない評価項目の廃止

~~シ(ウ) 手持ち工事量~~

評価項目	評価基準	配点
(ウ) 手持ち 工事量^{1、2}	県発注工事(全業種)の手持ち工事量比率³4未満	1.0
	上記に該当しない。	0

~~1 JV入札又はJV混合入札においては設定しない。~~

~~2 手持ち工事量は、コリンスデータに登録されている契約金額により集計する。~~

~~3 手持ち工事量比率 = (当該年度受注額) ÷ (過去3年度間受注額の平均)~~

~~当該年度受注額とは、発注年度の4月1日から本工事の公告日までに受注した工事の契約~~

活用件数

令和元年度 0件 令和2年度(12月末) 1件

【令和3年度の改訂】

活用件数が極端に少なく、技術点に差が生じないことから、評価項目として削除する。



新製品・新技術の活用の評価対象期間

キ（イ）新製品・新技術の活用

- 3 「発注者提案型」と「応募者提案型」いずれのタイプでも評価対象とする。
入札公告日時点において、「有効性を確認」又は「評価できる」と事後評価された製品・技術を、工事仕様書の本工事費内訳書又は工事数量総括表に記載された工種のいずれかに選定する場合に評価対象とする。ただし、一定の条件や意見等を付した上で有効性を確認・評価されたもの又は掲載期間が終了した製品・技術（掲載期間は評価を通知した翌年度から5年度間）は評価対象としない。
「新製品・新技術マッチングモデル事業」の事後評価結果については、総合技術センターのホームページを参照のこと。
(<http://www.pref.saitama.lg.jp/b1013/new-protech.html>)
- 4 評価基準のうち、いずれか1つを評価する。

【令和3年度の改訂】

- ・ 新製品・新技術の対象期間を定義する。



令和4年度以降の改定に向けた検討

4年度以降の改定に向けた検討

総合評価方式活用ガイドラインver.17に規定し、令和4年7月1日からの適用を検討する。

ICT活用工事の完成実績の評価

県発注のICT活用工事が設定された工事において、完成実績を評価する。

工事成績評定

工事成績評定は、近年の工事成績評定点の変遷推移を踏まえ、評価基準について検討する。

県内下請けの選定

下請け総額に占める県内下請け企業の受注額割合の評価について検討する。



評価項目の対象年度

評価項目の対象年度

評価項目		評価基準	対象年度		備考	
			ガイドラインVer.15	ガイドラインVer.16		
			令和2年7月以降	令和3年7月以降		
社名情報		-	H30年4月1日以降	H30年4月1日以降		
必須	企業の技術能力	工事成績評定	過去2年度間	H30、R1	R1、R2	評定確定に伴う年度変更
		施工実績	過去15年度間	H17～R1	H18～R2	
	企業の社会的貢献度	災害防止活動等の実績（協定）	公告日における協力体制（団体）	令和元年度以降の発行	令和2年度以降の発行	
		災害防止活動等の実績（実績）	過去2年度間	H30、R1	R1、R2	
	配置予定技術者の技術能力	工事成績評定	過去2年度間	H30、R1	R1、R2	評定確定に伴う年度変更
		施行経験	過去15年度間	H17～R1	H18～R2	
企業倫理や信頼性等	（ア）～（ク）	過去2年度間	H30、R1	R1、R2		
選択	企業の技術能力	VEの提案	過去2年度間	H30、R1	R1、R2	
		優秀工事表彰	過去3年度間	H29～R1	H30～R2	
	配置予定技術者の技術能力	優秀技術者表彰	過去5年度間	H27～R1	H28～R2	
		継続教育（CPD）の取組	過去1年度間	R1	R1、R2	
	企業の社会的貢献度	ボランティア、インターンシップ	過去2年度間	H30、R1	R1、R2	
		研修	過去1年度間	R1	R2	
		除雪契約実績	過去2年度間	H30、R1	R1、R2	
	担い手確保・育成に関する取組	4週8休を確保した工事実績	過去3年度間	-	H30～R2	
	その他	手持ち工事量	(当該年度受注額) ÷ (過去3年度間受注額の平均)	(R2受注額) ÷ (H29～R1受注額平均)	廃止	
		難工事完了実績	過去1年度間	R1	R2	